第一図　広島ヘリポート

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７８７号
大阪府守口市外島町２番３―702号
債務者　川本　正彦
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０１号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目３番１―202号
債務者　池田　亜紀（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２５号
大阪府豊中市東豊中町５丁目５番２号
債務者　竹内　精一
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８７号
大阪市生野区勝山北１丁目11番47号　プレステージュ勝山206、住民票上の住所大阪市中央区瓦屋町２丁目12番15―1410号
債務者　金田　浩幸（旧姓倉内）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７９号
大阪府門真市千石西町２番５―307号
債務者　伊丹　孝志
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８８号
大阪市平野区加美北３丁目８番28―308号
債務者　坂本　勝美（旧姓藤倉）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９２号
大阪市平野区喜連１丁目１番72号　奥野ハイツ105
債務者　宮崎　千恵
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０６号
大阪府吹田市山田南30番20―403号
債務者　堀江　　愛（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部